

## 令和5年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月13日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和5年6月14日	午前10時00分
	散 会	令和5年6月14日	午後2時50分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 0 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

5 番	松 田 大 輔	7 番	伊良波 勤
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	知 念 正 昭	産 業 振 興 統 括 監	並 里 力
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根 章	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	上 間 辰 巳
住 民 課 長	安 里 孝 夫	企 画 商 工 観 光 課 長	宮 城 健
子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
建 設 課 長	渡久地 要	健 康 づ く り 推 進 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	屋富祖 良 美	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

# 議 事 日 程

6月14日（水）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問  1. 14番 具志堅 勉 議員  2. 5番 松 田 大 輔 議員  3. 13番 喜 納 政 樹 議員  4. 8番 具志堅 正 英 議員  5. 10番 崎 浜 秀 昭 議員

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。14番 具志堅 勉議員の発言を許可します。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉

1. マイナンバーカードについて

2. 出産一時金について

3. テーマパークについて

4. 小学校への部活支援について

皆さん、おはようございます。トップバッター14番 具志堅 勉、一般質問に入る前に一言述べさせていただきます。去る6月10日の610会の報告をさせていただきます。文字どおりむとうぶんちゅの日のイベントは610会を中心に那覇市近郊在住のむとうぶんちゅと町内外の関係者を巻き込み、本部町を宣伝していただいております。大変感謝しているとともに、これからのますますの発展と激励を町長とともに本部町議会松川議長を筆頭に激励をしてまいりました。来年度は10周年を迎えることになっています。さらにパワーアップをしてくれることを願うとともに、我々は行政とともに町議会もできることがあれば町民ともども力を添えて本部町をピーアールしていきたいと思えます。以上で報告となります。それでは通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

質問事項1、マイナンバーカードについて。①コンビニ交付サービスの使用可能時期を伺います。②マイナ保険証として使用可能時期と、現在の医療機関の設置状況及び使用可能までの町民へのデメリットを伺います。

質問事項2、出産一時金について。①昨年度までは42万円でしたが、今年度から50万円に拡充されました。しかし出産時に現金を支払うことは変わっていません。そのお金を本町が一時的に立替えることができるか伺います。

質問事項3、テーマパークについて。①テーマパークは2025年の開業を目指しています。本町の関わりを伺います。

それから質問事項4、小学校への部活支援について。①中学は部活支援に対して外部コーチの年間指導費が助成されています。小学校でも同じように外部コーチを充てて指導費を助成することができるか伺います。あとは必要に応じて再質問させていただきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。質問・回答に入る前に先ほど具志堅 勉議員のほうから那覇市での610会のアピールがございました。私からも今回の610の会に何年振りでしょうか。3年振りでしょうか、とても盛り上がったなとこう捉えております。特に議員各位の皆さん、それから行政の皆さん、そして那覇郷友会の皆さんとともに気持ちを一つにして結束してこの町、本部町をアピールできたというのが印象的ございました。今後共々お互いに気持ちを一つにし

ながら町の未来に向かって邁進していければなとこう思っておりますので、今後共々議員各位の皆さんにご協力をお願いいたします。

それでは一般質問に答えていきたいと思っております。質問3点、4点出しておりました。1点目は、マイナンバーカードについて。2点目は、出産の一時金について。3点目については、テーマパークについて。そして4点目につきましては、小学校への部活支援についてでございます。小学校への部活支援につきましては、教育長のほうがお答えをいたします。

それでは1項目のマイナンバーカードについてをお答えいたします。まず1番目の「コンビニ交付サービスの使用可能時期」についてをお答えいたします。

マイナンバーカードの機能の一つである「住民票などのコンビニ交付」の実施につきましては、本町といたしても現在前向きな検討を行っているところでございます。先般から目下、担当課長等にも早いうちに対応していこうよというようなことで議論の最中でございました。

本件につきましては、これまで予算措置について検討を行ってきましたけれども、見送ってきた経緯がございます。コンビニ交付の実施にあたりましては、既存の住民基本台帳システムなどを改修する必要があります。そして、その改修費及び毎月の維持費にも相当額の予算の歳出が伴うことから、まだちょっと早いのかなというようなことで見送ってきたいきさつがあります。

しかし、直近の状況ですけれども、コンビニ交付に対する地域住民からのその期待の声が多く耳に入っております。また行政サービスの向上の観点からも、予算措置を急がなければならないものこのように考えているところでございます。

②次にマイナ保険証としての使用可能時期と、現在の医療機関の開設状況及び使用可能までの町民へのデメリットについてをお答えいたします。まず、マイナンバーカードについては、令和3年10月20日よりマイナ保険証としての利用が可能となっております。次に現在の医療機関の開設状況でございますけれども、町内の医療機関におきまして、12か所の医療機関中9か所でのいわゆるマイナ保険証としての利用が可能というような状況となっております。また、使用可能までの町民へのデメリットについてでありますけれども、マイナ保険証と比べ既存の保険証では初診料・調剤管理料・再診料の自己負担額が少し高くなっているというような状況がございます。

2項目めの出産一時金についてお答えいたします。出産一時金は、本部町の国民健康保険に加入している方が出産したときには出生児1人につきまして50万円を支給する制度でございます。病院などの出産費用の支払いにつきましては、直接支払制度という仕組みがあって、その病院などにおいて直接支払いに関する合意文書を交わすことによって、出産費用の出産一時金の金額内であれば現金支払いをする必要がないというようなこのようにございまして。

次に3項目の「テーマパークにおける本町の関わりについて」をお答えいたします。北部テーマパークにつきましては、2025年の開業に向けて本年2月から工事が進められており、同月に起工式が行われ、本部町へも案内がありまして、起工式には私が参加をいたしました。テーマパークエリアは名護市、今帰仁村にまたがっていることから本町との直接的な関わりはございませんけれども、必要な情報は随時得ることとして、関係性を保っているところでございます。

これまでも運営主体であるジャパンエンターテイメントの社長が直々に本部町に来庁いたしまして、環境アセスや工事に関する説明などもございました。また、本町からも直接、私を含めて企画商工観光課の職員が現地に入りまして、現場も視察しながら、そして意見交換なども現場の中で行ってきているところでございます。

直近では、去る2月に当テーマパークの運営主体であるジャパンエンターテイメントが来庁し、本町への細かい説明などについてもありました。内容につきましては、地場産品の活用についてでございますけれども、本町からは、シークッカーやパイナップルやアセロラなどを中心に特産品の紹介とテーマパーク内において、積極的に活用してもらうよう商工会とも連携してほしいというようなことで要望しております。商工会のほうも、私どものほうから紹介をいたしまして、その連携調整を実施しているところでございます。その他、テーマパークの開業に際してですけれども、県道84号線の交通量の増加が想定されております。この県道84号線にアクセス可能な箇所へ地域高規格道路「名護東線」の延伸をしてほしいと国に対して働きかけるよう県のほうに昨年も今年もそうですけれども要望をしているところであります。国道事務所の所長のほうにも私からそのことについては強い要望をしておりますし、また、先月の沖縄県の沖縄総合事務局との開発建設部とのいわゆる地域懇談会の中でもその件について、私のほうから強く要望したところでございます。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 具志堅 勉議員の4項目めの質問、小学校への部活支援についてお答えします。

中学校の部活動について、学習指導要領で学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程の関連が図られるよう留意する」と示めされております。また、教員の働き方改革の実現を図ることを目的に、「沖縄教育支援体制整備事業費補助金（中学校における部活動指導員の配置事業）」を活用して助成をしております。しかしながら、小学校の部活動については、学習指導要領における位置づけがないため、中学校の部活動とは取扱いが異なり、補助金等も活用できないことから、助成は現在のところ行っていない状況です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 まず1点目のマイナンバーカードについてから再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁ですね、いろいろ毎月の維持費、そして係る経費というふうにおっしゃってございました。担当課長のほうにお伺いします。例えばこのシステムを導入するに当たって、総額おおよそいいんですが、どれぐらいの金額を要する。そして、国からの補助率を伺います。これまでですね、沖縄県41市町村中あるんですが、調べたところ既に過半数の21市町村は導入されております。確かに多額の金がかかるとは思いますが、それに伴って町民の利便性を考えると足並みをそろえる意味ではほかの市町村にも遅れをとらない意味で早めの導入をお願いをしたいのですが、その補助金額と設定する補助率をお伺いしたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

本事業、コンビニ交付ができる事業についての補助メニューというのが、現在ない状況にありまして、今いろいろ調べている中では特交措置でできないかということで、今財政と相談しているところです。特交措置のメニューについては該当しそうな項目がありそうなものですから、それを踏まえて、今検討して段階です。概算についてなんですけれども、今概算でどれぐらいかかるかということなんです、導入費に大体4,000万円ほど。維持費として、月60万円ほどかかることで概算が出ているところです。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほど述べました21市町村中11市は全て行われております。その中で町村の中でも北部で言うと、恩納村のみ今のところやはり財源が豊かなせいなんではないでしょうか、あそこは先に導入しています。今課長から説明ありました4,000万円の金額がかかるということと、毎月60万円、これは半永久的というか、一度導入するとずっと年間でいうと720万円ですね、10年でも7,200万円という多額の金額でもありますが、しかしながら、先ほど述べたように先んじて21市町村は導入していますので、担当課としても行政側としても近隣の町村、類似町村などのいろいろ情報も取り入れながら、負けないぐらいの速さで導入していただくと幸いに思います。その点につきまして、もう一度、町長のほうから伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 負けたくないというような思いがとても強く思っております。議員からありますように他市町村の動きもしっかり把握しておりまして、これ以上、遅れてはならないと思っております。その中で課長からありましたけれども、できるだけ財源の節約をしながらとったようなことについては、常に考えておりますので、国庫補助事業。あるいはまた地方交付税への後年次以降の対応ができればと言ったような制度の仕組みなども考えながら、そういうこともらみながら考え方としてはできるだけ、もうここに至っては早い段階で対応をしなければいけないような時期に来ているのかなというようなことで判断しております。できるだけ早い段階でのこのように思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 担当課も町長のほうもできるだけ早い措置を考えているということで安心しました。常にアンテナを張り巡らせて情報を収集して早めの措置をお願いしたいと思います。

続きまして、マイナ保険証に移りたいと思います。現在、先ほど前回の一般質問で私もこのマイナ保険証に関してもさせていただいたのですが、当時は1か所でしかまだ取扱いできないということでしていないということで、今回、また3か月が過ぎて12か所の医療機関のうち、9か所でマイナ保険証の利用が可能になっているということでお聞きしまして、大変安心しております。ちょっと休憩いいですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時20分）

再開します。

再 開（午前10時22分）

14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 了解しました。今現在、マイナ保険証、全国でも大分進んでおりまして、76%ほどとお聞きしております。町内の申請、マイナ保険証の申請ができているのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 具志堅議員、もうちょっと聞こえなかったそうで、14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 マイナンバーカードの申請ですね、どのぐらいの先のマイナンバーカードですね。全国では76%ぐらいとお聞きしていますが、町内ではどのぐらい行っているか、パーセントテージをお聞かせください。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

5月31日現在ですね、5月末現在で本部町63.8%の状況となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 担当課長にお伺いします。これは以前と比較して伸び率というか、ここ最近の伸び方ですね、申込状況をお聞かせください。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

伸び率という数字的なものはすみません、ちょっと手元に持っていないんですけども、特に2月までですね、マイナポイントが付く時期があったものですから、2月末までに急激に伸びて、3月以降はなだらかな形で今申請されている状況になっています。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 担当課長にもう1点ですね、全国では13万件のこのマイナンバーカードとこのポイントサービスを利用するに当たって通帳等をやはり生まれたての子供がしてくれるわけではないので、親のものに重なっているのがほとんど多いと。これを今から直さないといけないというふうにお聞きしていますが、町内ではその修正の申請、問合せなどがあるかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

今全国でニュースとなっているような事例については、本町としてはございません。赤ちゃんについても本人の名義の口座を持ってきていただいて登録している状況でありますので、現在、騒がれているようなマスコミ報道があるような事例はない状況となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 大変うれしく思っています。少しばかりはあるかと思いますが、本部町の親御さんは大変優秀だなと感心しております。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。出産一時金についてですね、先ほど答弁をお伺いしまし

た。今年度から50万円に拡充されているということは大変喜ばしいことであります。町長の話の中で現金を支払わなくても、この国からの一時金ですね、出産一時金が下りてから支払いするというようにまたできるというふうに聞いて、安心しております。大変うれしく思っています。しかし、出産一時金のみならず、ここ私の知り合いからも情報を得たところですね、出産とも大きな関わりがある不妊治療に関してですね、関連ですので少しばかり触れさせてください。いろいろ沖縄県内の41市町村のも取り入れさせていただきましたが、本町は大変すばらしく住み分けもされていて、分かりやすいような気もしますが、この治療にあたって担当課のほうから例えば1回につき幾らとかですね、1年間で……。それで治療に関して、年間何回までとか、幾らまでとか、この制限とか、いろいろな他市町村もあるんですが、本部町も具体的に分かりやすく説明していただければ大変ありがたく思います。この説明書ではちょっと分かりにくい部分もあるものですから、その辺も踏まえて少しばかり説明を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 14番、具志堅議員にご説明いたします。

不妊治療に関しましては、昨年4月から保険適用となっております。現在、町で実施している助成に関しましては、1回の通院に月交通費相当額ということで3,000円の助成を行っております。その年度内、上限3万円ということでの事業の実施となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 ほかの市町村のものを見ると、今5万円というふうなところも結構多いものですから、その拡充の見込みはあるかどうか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 14番、具志堅議員にご説明いたします。

拡充につきましては、今後のこの利用の状況等を見ながら、また検討したいと思います。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 私ですね、この不妊治療も非常に深刻な問題だと受け止めております。知り合いの方からお聞きしたところ、トータルで200万円から300万円を要したという夫婦もいます。その中で今後もこの不妊治療に至っては町内でできる最大の拡充を願いたいと思っています。それと担当課長、差し支えなければいいんですけども、休憩の中でですね、この年間大体どのぐらいの皆さんが相談に受けて来られているのかですね、差し支えなければよろしいですよ。議長、休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前10時30分)

再開します。

再 開 (午前10時30分)

14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 急に言われたもんですからちょっと忘れちゃったね。思い出しました。この担当課長のほうから今年も1件の相談があるというふうにお聞きしていますが、この保険適用となったという周知ですね、恐らくホームページなどでは周知しているかも知れませんが、昨年



度からと言いますともう1か年以上は経過している中で本部町だよりとか、そういう広報誌を利用したピーアールをされているかどうかを伺います。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時33分）

再開します。 再 開（午前10時33分）

子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 14番、具志堅議員にご説明いたします。

制度が変わった際にホームページと町のLINEでの周知。広報等での周知としては行っていない状況です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今、お聞きしたところ、ホームページと公式LINEのみだということで、さすがにこのネット上を見ない方、見れない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ広報誌を5,500部を発行している広報誌に載せることはできないでしょうか伺います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 14番、具志堅議員にご説明いたします。

広報での周知も可能となりますので、また、制度を再確認しまして、応募周知していきたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 できるだけ早急にそういういい保険適用というのはいいことですので、早めに周知して、そしてまた少子化対策として一つになると思えますので、早めの広報誌に載せるようよろしくお願いいたしますと思えます。

続きまして、テーマパークについてのほうに移りたいと思えます。株式会社ジャパンエンターテイメントが来庁もされて、いろいろ話もされるということで、うれしいことでもあります。まず最初にお伺いしたいのは、2020年10月30日包括連携協定を今帰仁村と名護市は締結をしております。その中で本部町としては、その締結調印に関して、話がなかったのかどうか、そしてあったけれども断ったのかどうかということもお伺いしたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ジャパンエンターテイメントがちょうど出来立ての頃だと思うんですけども、その話は本町にもありました。ただし、名護市と今帰仁村の土地に造りますよという、その前提の中で本部町や大宜味村やよその市町村はどう対応をするのかというようなそういう議論もありましたので、そういったことも見計らいながら、そしてやるのであれば北部全体の市町村でやったほうがいいのかとそういう提言をしたり、いろいろそういうやりとりがありましたけれども、スピード感を持たずといったようなことで名護市と今帰仁村、両町村に市と村にまたがるというようなことで、そのようなことになっております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 私も話があったというふうにお聞きはしています。先ほど町長の答弁の

中で84号線の交通量の増加がテーマパークが開業した際のことですが、交通量の増加が想定されることから本線にアクセス可能な箇所へ地域高規格道路名護東道路の延伸を国に対し、働きかけるよう県へ昨年度同様、本年度も要望しているというふうに答弁書にあります。私はこの2020年の10月30日にあった包括連携協定に入っておけば、まだ話はしやすかったのかなと私自身は悔しいところでもあります。町長としては先ほども説明にもありましたとおり、北部今帰仁村、名護市を除く10市町村ですか、やったほうがという声も聞いておりますが、そのときに入っておればこのような働きかけも持ち掛け方ももう少し国・県というよりもこのお互いの包括連携協定の中でも話が進むのではなかろうかというふうに考えておりますが、その件に関して町長に伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 包括連携協定と道路の直接的な関わりはないものだと考えております。それは行政として当然ですけれども、本部町としても要請しておりますし、今帰仁村も要請しております。そして、あらゆる機会の中でそのことについては包括連携協定とは関係なく行政の立場として議論を出したり、要請したりやっているところでもあります。当然ですけれども、内閣府に他の予算で要請に行くときに内閣府の中で大臣のほうにもその議論はしておりますし、国交省に行ったときもその必要性についての議論はしておりますので、包括連携協定と関係するものではないというようなことでありますし、それと関係することなくしっかりと要望・要請、そしてジャパンエンターテイメントの連携をしっかりと図っていきたいなとこのように考えているところでもあります。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 ご理解しました。今年度2023年度2月20日にも、またジャパンエンターテイメントが名桜大学と連携協定を結んでいます。このテーマパークですね、300万人から500万人、コロナ前の記念公園がピークの497万人でしたか、その人数を想定しているということでもありますので、その人数が来ますとやはり相当の1日1万5,000人が通るような道のアクセスの準備をしないとということでもありますので、今後とも町長の力でもって、また今帰仁村、名護市とも協力しながら84号線の高規格道路、メイクマンの近くまでは東道路はできていますが、それ以後のものはまだできていないというふうに聞いておりますので、どんどん県や国に持ち掛けて、本部町、今帰仁村も含めて、どちらにも偏らないような両者、名護市のことも考えながら一番3者、それと町長がおっしゃっている12市町村のことも考えながら、いいアクセスができるような期待をしています。この嵐山ゴルフ場の跡地ですね、120ヘクタールのうち最初に行うのが56ヘクタールを整備するとお聞きしています。先ほど町長からもありました今年2月7日には起工式も行われて、参加もしておりますので、本当に3町村、12市町村とも連携を取りながらすばらしいアクセス道路、本部町に一番聞きたいのですがお金を落ちるような考え方をういた持ちかけをお願いしたいと思います。

続きまして、小学校への部活支援について。教育長から答弁もありましたが、県の学習指導要領における位置づけがないとありました。中学校はあるということで、私としてはとても不思議

なんですね。小中学校は義務教育といいながら、なぜ中学校はこの学習指導要領に部活が盛んということもあるかもしれませんが、なぜ小学校はないのか。そして市町村から要請も出てるかどうか分からないのですが、まず本部町から要請したことがあるのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番 具志堅 勉議員にご説明いたします。

その要請に関しては、我々教育委員会から小学部に対する助成の要請は行ったことはございません。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 ないということなのですが、それで、今一例を出しますね。小学校の場合は部活と違って、ほとんど学校外で少年野球とか、スイミングとか、バスケットとかいろいろなものがあると思うんですが、音楽部に関して、ちょっと以前までには指導する先生がそのまま延長という形で音楽部を指導していたとお聞きしておりますが、今年に入って指導ができないため、理由は分からないです。できないため保護者のほうで、輪番制で見ているという状況だと私、1か月前ぐらいに保護者からお聞きしました。それを踏まえて、学校側と校長、教頭、先生、保護者とも話してこういう結果になったということなのですが、教育委員会としては話があったのか。そして手立てはないのかということもお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番 具志堅 勉議員にご説明いたします。

本部小学校でおきてます音楽部の先生が不在の状況に対しまして、管理者である校長先生のほうからは教育委員会のほうにそういうふうな事態が起こっているという相談といたしますか、報告は受けております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 しかし、平行線のままだと思うんですね。それをそのままにしておくと、2年、3年この状態で、あとはこの音楽部がなくなるのではないかなというふうにも懸念がありますので、ぜひ私たちもPTAOBとして、先生方に例えば知り合いからお願いをしたいのですが、今の世の中ですね、ボランティアといってもある程度の交通費とか、そういうものがないとお願いしづらいということもありますので、ぜひ教育長を筆頭に学習指導要領のほうに載せていただけないかという県への要請ですね。恐らくほかの市町村はやっていないかもしれないです。本部町がスタートでもいいではないですか。また近隣の市町村の同じ同僚の教育長あたりとも相談して、必要であればどんどん県に要請していけばいいのかと思っておりますけれども、その辺に関して教育長、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 この部活動の動きというのは、今、国全体でこの学校単位の部活動を地域に移行しよう。そして地域スポーツとして、全体でやっという動きなんです。教職員の働き方改革もあって、もう一番、学校の先生たちが部活動で大きな負担とか、ああいうものが

あって、それをどうしようかということでも国も考えていて、これが中央教育審議会でも平成30年度にできる学校から地域へ移行していこう。働き方改革も交えて、外部指導者を導入していったら、地域全体でスポーツをどう賄っていくかという、こういう方向が既に出ているわけです。そして、令和5年から令和7年までの間に、この準備期間を各地域でやってくれと、市町村は、ということなんです。だからこれ学習指導要領を入れるということは恐らくもうないと思っています。今後ですね。むしろ地域スポーツとして社会が担っていくというような動きになっていくと思いますので、この辺はこういった動きも見ながらやらないといけないと思う。ただ、今言ったように学校で個々にこの問題が出てからいろいろな地域と話し合われているんですよ。指導者、これはすぐ地域に指導者を移動しなさいと言っても、各地域は人材がないし、どうしようかというもので、右往左往しているし、同じようなことがもう各地域で起こってはいるわけです。学校も小さくなっていくから、今部活動もあります。統合してやったりですね、要するに学校同士でも単独でチームを出せないから2チームでやるとか、ある懇意にして指導者を確保して、まとめて指導するとかですね、いろいろな方法が動いている。この保護でありますので、やはりこの辺は地域全体で、こういう方向も踏まえながら、指導者とか育成とか、これはどういったみんなで賄っていく方向を考えていこうというのが、この5年から7年の間の我々も準備をしていきたいなと思っております。各学校からのそういう困っているというものがあれば、これはまた我々も発信して、今度も小学校からありましたので、僕は音楽をやっている人たちに電話して誰かいないかと言ったら、「こういう人がいるよ」というものだから、中学校にも電話してやったということがありますけれども、社会教育というふうに位置づけられていますので、小学校の場合にはこういうものが、その方向でも行くということですので、これからまたみんなの知恵を出して、どう社会教育として賄っていくかを考えていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 教育長のほうからも、また声かけていただいているということで、安心しましたし、また、いろいろな方々からもこのまた議場にいらっしゃる方々も音楽関係者がいらっしゃいますが、手を差し伸べて子供たちの教育のために手助けをしていただけるとありがたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、さきの出産一時金とか、子育ての件に戻るんですが、私のほうから少し述べさせていただきます、町長のまた思いを聞かせていただいて、一般質問を閉じたいと思いますので。私たち議会ですね、本議会9月、10月に県外研修を予定しているところでありますが、その中で今、議員の皆さん、13名にアプローチして、希望するところお聞きしていて、3か所ぐらいですか、候補地が上がってしまっていて、その中で1か所を紹介したいと思います。岡山県の奈義町ですね、2005年の出生率は1.41人ということでしたが、2019年度には2.95人、沖縄県の金武町を抜きまして、全国1位と輝いております。その奈義町を視察したいというふうに議員団のほうからも候補が挙がっていますので、ぜひ行ってみたいなと思っていますので、この私もホームページでちょっと覗いて見たところ、町の財源を大幅にカットし、そこの町はカットするものがなければ

新たに導入する税を考えればいいのかなどというふうに考えていますが、1億6,000万円を大幅に財源をカットし、子育てと教育のために使うと決めております。そうしたらぐんぐん町外に行った方もこの自分のふるさとに魅力を感じてUターンして来た方も多いです。また町外から県外からこの奈義町は魅力があるなどということで移り住んできた家族もたくさんいます。そういう中でやはり世の中、少子高齢化でもあるんですが、やはり子供を増やすための施策として、本町としてできることがないか、行政も議会も一緒に考えていけないといけないんですが、その辺を踏まえて、最後に町長のほうから一言お願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。町長、お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 子ども子育てに対する考え方ですけれども、基本的にはよその地域に負けてはならんというようなことで、子ども子育てゆいまーる基金をつくって、その基金の中で様々な支援をしているというような現状でございますけれども、今後もいろいろなアイデアをしながら次世代の人材育成、子育てに対してはこれまで以上に事業をメニュー化していきたいなどこのような覚悟しております。知っているとおり国全体として、これ以上、少子化が進んだら国が持たない。国力が低下するということがとても懸念しているところでございます。我が町もそうですけれども、いかに先ほども議論がありますように出産しやすいような環境をつくるかというようなことは大きな課題でありますし、子供を産み育てやすい環境づくりというのは、これはもう最重要中の最重要課題だと認識しておりますので、また先進事例がありましたらそういうものを取り入れながら子育て、少子化対応策に邁進していきたいなと思っております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 ありがとうございます。昨日、内閣の閣議決定のほうで来年10月より子供児童手当を拡充すると、もしくは高校までの延長ですね、閣議決定のほうで方針を決定したというふうに聞いております。今、町長からも説明がありましたとおり、町長のほうも子育てに関して力を注いでいます。高良町長時代に1子、2子で5万円、5万円で、3子目から50万円ということで記憶をしておりますが、平良町長になってですね、1子目5万円の出産祝い金。2子10万円と、5、10、15万円と8子だと40万円と、ほかの市町村よりも充実しております。しかし、いろいろ調べたんですが伊江島のほうでは、全国一ではないかなと思うんですが、1子目20万円、2子目30万円、3子目50万円、4子目80万円、5子目100万円です。しかし、人口は増えていないんですね。それはまた何かがあるかもしれないんですけれども、先ほど言った岡山県の奈義町も調べました。家を造るときにこの地元で20万円の補助をすると、5人以上住むのであれば100万円の補助。さらに地元の業者を使うのであればプラスアルファというふうに、いろいろな試行錯誤があつて、人口が増えていると思いますので、私たちも子供だけ増やすという意味ではなくて、家族ともども本部町に魅力を感じさせるような何かをお互いにつくっていかないといけないと思っておりますので、町長もどうか音頭を取っていただいて、今後も引っ張っていただきたいなと思っておりますので、以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長 松川秀清 これでは14番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午前10時55分)

再開します。

再 開 (午前11時05分)

次に5番 松田大輔議員の発言を許可します。5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔

1. 本部町の公衆トイレについて

2. 渡久地港を中心とした港町作りについて

議長の許可が下りましたので、5番 松田大輔、2番バッター元気よく一般質問をしていきたいと思えます。

それでは質問事項1、本部町の公衆トイレについて。①町内に何か所あるか伺います。②維持管理・清掃等は、誰が担っているか伺います。③老朽化したトイレの建て替え・改築等は、検討しているか伺います。

質問事項2、渡久地港を中心とした港町づくりについて。①本町の構想はあるか伺います。あと、必要事項は自席に戻って、二次質問をさせていただきます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 松田大輔議員の一般質問にお答えいたします。

2項目にわたって質問ございました公衆トイレの件についてとそして、港町づくりの件についてでございます。

まず1点目の本部町の公衆トイレについてをお答えします。現在、本町の公衆トイレは20か所あります。その維持管理、清掃等につきましては、区事務所や地域住民、指定管理事業者へ委託をして、トイレの管理を実施しているところでございます。なお、施設の故障や修繕などの対応につきましては、軽微なものにつきましては、職員のほうで対応してございます。そして、対応が難しいものについては業者のほうへ依頼を行って、その修繕等の対応を行っているところでございます。老朽化したトイレの建て替え、改修等につきましては現在のところは計画はしてございません。

2点目の渡久地港を中心としての港町づくりにおける本町の構想はあるのかとの質問でございます。本町では平成17年から18年にかけて、「渡久地港みなとまちづくり調査業務」を実施いたしております。先進事例調査や住民参加型のワークショップ、さらには観光客へのアンケートなども実施しながら平成18年の12月に報告書を作成しております。報告書では既存の港湾施設、港における歴史、文化及び地場産品を活用した港町作りを推進するための施策などが提案されております。これまで行ってきた渡久地港のプラムナードの整備や港周辺の駐車場の整備、さらには港湾機能の拡充や現在、整備を目下進めている浮棧橋などについても、当報告書を基に進めている事業でございます。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 答弁ありがとうございます。1点目の公衆トイレについての件から、二次

質問をさせていただきます。

この質問に至った経緯ですけれども、町民の方の何名からか「トイレが汚いときがある」や、また観光客等が利用しようとするときに、1回入ってすぐ出てくるとそういった事例が聞こえてきたもんですから、一応質問させていただいています。今、町内のトイレの清掃の頻度を伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 5番 松田議員にご説明いたします。

町内の公衆トイレの箇所、先ほどの町長のお話の中で20か所というトイレの数がございます。その中で私たち企画商工観光課が所管しているトイレが11か所ございます。それから建設課のほうで管理しているのが2か所。教育委員会のほうで管理しているのが4か所ございます。農林水産課のほうで管理しているトイレが3か所ございます。おのおのトイレの清掃等に関してなんですが、地域のほうに委託をして清掃を行っている場所。それから個人のほうに委託をお願いをしてやっている場所というふうに様々な条件がございますので、その場所場所に応じて清掃のやり方がちょっと変わってきているというような状況でございます。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 実は今日、朝数か所、公衆トイレですね、幾つか回ってきたんですけれども、そのとき確かにきれいにされていました。ごみ等も落ちてなくて使いやすい環境だったと思います。ただ、やはり老朽化しているトイレですね、場所は具体的には言わないんですけれども、建物自体が古い場所のごみ等は落ちていなくても、確かに周りから見て観光客とか小さいお子さんとかは入りづらい環境であるのかなというところも見えたので、その点の今改築とか、新築の状況はないっておっしゃられましたけれども、周りの塗装とか、そういった見栄えがよくなるものはできないのか。また和式便所が残っているところとか、故障中で開いていないところも見受けられたのでそういうのを順次やっていくことはできるのか伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 5番、松田議員にご説明いたします。

確かに老朽化した古いトイレというのもございます。ちなみに私たちが所管している企画商工観光課の所管しているトイレというのは、一番多くて11か所ございます。その中の清掃等に関しては定期的にお願ひしているところでもあります。老朽化しているところに関しては、今後、いろいろな話をお伺いしながら検討できるものなのか確認をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 ちなみになんですけれども、今、委託管理とかを町内の方にされていると思うんですが、町の職員自体がチェックしたりとか、このたまに見に行くことはあるのか伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 5番 松田大輔議員にご説明いたします。

例えば修繕とか、ちょっとトイレトペーパーがなくなっているよ。トイレトペーパーの補充に関しても、この委託の皆さんにお願いをしているところがございます。日々回っているかという、回ってはおりませんが、何かあった場合にはこの日々回っている委託の者がおりますので、そちらのほうから役場のほうに連絡が一旦入ってきます。そのときに役場のほうがまた現場を見に行くというふうな形を取っているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 ちなみに住民の方からの故障の連絡とか、何かあった場合には役場のほうに連絡が来ることになっているんですか。この窓口ですね、例えば何かあったときのことを教えてください。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 5番、松田議員にご説明いたします。

このトイレが恐らく住民の方からすると、どこが所管しているのかというのは多分分からないと思うんですね。なので、役場の総務課あたりにまずは一方が入ってくると思います。総務課のほうでこれはどこが所管しているというようなことを踏まえながらその担当課に割り振られてその職員がまた確認しに行くというふうな体制を取っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 了解しました。場所場所によっては、公園であったりとか、祭り会場になったりとか、あとは老人会のゲートボールや子供たちが遊ぶ場所に公衆トイレが多くあると思いますので、ぜひ場所場所によっては使われる頻度が時期的によって変わったりとか、そういう場合もあると思います。なので、時期によっても、回る頻度を夏は多くするとか、そういった細かい調整、清掃をしている方々は一生懸命やったださっていると思うんですけども、そういう声も上がっているのが事実ですので、ぜひ調整をしていただいて、また老朽化したところに関してはやはり観光客の観光イメージのアップ。また和式便所等はなかなか年配の方は厳しいと思うので、そういうところも直していけないかどうか検討をぜひお願いいたします。

続いて、2点目の本部町港町構想についてに移りたいと思いますが、こちらも今回、質問に至った経緯が今、県のほうで本部町本部港中長期計画関係者ヒアリング資料というものが出て、私もお聞きして持っているんですけども、まずこれについて町が関係しているのか。また報告を受けているのか伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 5番、松田議員にご説明いたします。

今お話がありました本部港中長期計画ですが、沖縄県のほうがコンサルを使いながら各地域にヒアリングしているということでございます。役場のほうにも令和5年2月頃、お話があったというふうにお伺いしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。



○ **5番 松田大輔** 現在のところ、町は報告というか、ただ聞いているだけで特に関わりはないといった感じでしょうか。調整等、そういうものがないか伺います。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 宮城 健** 5番、松田議員にご説明いたします。

2月に説明があった後にその後、町のほうに意見が来たということとはございません。恐らくこの中長期計画ということで、沖縄県のほうが策定すると思うんですが、やはり地域の私たち港、本部の港でもありますので、何らかの意見をこちらからまたお話ができるのかなと思っております。それがいつになるかというのはちょっとまた県のほうからの町に対して来るということになっておりますので、いつというのはちょっと確認はできないんですが、そういうことだと思っております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 5番 松田大輔議員。

○ **5番 松田大輔** というのも、今回、この県の事業を本部町議会で取り上げているんですけども、このヒアリングの中で、今、各海関係の方々、各団体の町に対してヒアリングをしているらしいんですが、そのヒアリングの仕方がおのおの個別で呼ばれてどうしていきたいか聞かれています。その口頭のヒアリングの中で、何ていうんですかね、もうすぐこの計画を決定しないといけない。急いでいる感じがあるらしくて、その海関係者の方々が非常に強い危機意識を持っていると数名お聞きしております。この本部にある港のまた中長期計画ということで、15年から30年先までの計画を決める中に町の意見が十分反映されるのか。そういうところを海関係者の方々、心配しているんですが、その辺、町から県に対して何かアプローチができたりとか、できないものか伺います。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 宮城 健** 5番、松田議員にご説明いたします。

町としての関わり方と、それから沖縄県の今スケジュールとして、私の手元にある資料がございます。令和5年度は8月頃ですね、第1回中長期計画の検討委員会があると。それから11月には第2回の検討委員会。翌年明けて2月にはまた第3回の検討委員会があると。その後に計画の策定というようなタイムスケジュール的なもんがございます。町として意見を反映できるかどうかについては、ちょっとこれから確認を取りながらやっていきたいと思っております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 5番 松田大輔議員。

○ **5番 松田大輔** ぜひ町の意見を町にある港ですので、役場が主導を取ってではないですけども、意見が反映できるようにもし話があった際はぜひ地元の人を巻き込んでいけるように検討をお願いいたします。答弁の中で、また平成17年、平成18年度にかけて渡久地港みなとまちづくりの調査業務ということであったとお聞きしておりますが、プラムナードの駐車場整備、その後ですね、今後のビジョン、町長はあるか伺います。

○ **議長 松川秀清** 町長。

○ **町長 平良武康** 議員が知っているとおりの渡久地港を含めて、本部港は県が所管する。そし

て県がその計画も基本的には立てながらやっていくといったようなことでございますけれども、先ほど来、議員のほうからありますように当然ですけれども、我が本部町の意見もしっかりと意見を反映させて計画立案をさせるということは、もう極めて当然のことだというように認識しております。現在のところ、県港湾課がコンサルに委託をして、コンサルは地域の声、実情を反映させて、そして素案をつくって、その素案に基づいて、今議論を深めていく中身づくりをしていくという段階ではないだろうかと思っていますので、本部町としてもその段階の中でしっかりと町の考えが反映できるようなことを再三、私のほうからもまた県港湾課のほうにも申し入れたいと思っています。先ほどもありますように、本部町の考え方といたしましては当然、地域に密着した特に渡久地港はそういった港でございますので、逐次に兩岸とも含めて逐次国庫補助事業等を入れながら、その整備をやっていくというようなことで、これからも事業導入を考えながら対応していきたいなと思っています。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 ありがとうございます。今回の県のコンサルの聞き取り調査に対して、かなり不信感を持っている方が多かったものですから、それを町にしっかりと把握をしていただいて、県のほうが勝手に進めることがないように住民の意見をしっかりと反映させたみなとまちづくりができるように今回取り上げたんですけれども、ぜひまたこの計画の続きがあるときはもろもろ巻き込んでいけるように、ぜひ町当局もよろしく願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○ 議長 松川秀清 これで5番 松田大輔議員の一般質問を終わります。

次に13番 喜納政樹議員の発言を許可します。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹

1. 宿泊税の導入について

2. 町有地の利活用について

皆さん、こんにちは。喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、宿泊税の導入について。宿泊税の導入を検討することに至った背景と意義、その目的について伺うとともに、当局内においてプロジェクトチームを設け、導入時期や税額の検討を始めるとの報道であったが、それらの詳細を伺います。

質問事項2、町有地の利活用について。未利用の町有地に関してはできる限り、有効活用に努めるべきだと私は考えておりますが、当局の見解を伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 喜納政樹議員より2点にわたっての質問がございました。順次、お答えをいたします。

まず1点目の宿泊税の導入についてをお答えいたします。コロナ禍前の本町においては、年間約500万人の観光客が訪れ、約78万人が町内で宿泊をしておりました。コロナ禍で落ち込んでい

た観光客も、本年度は以前の水準に戻りつつあります。本町はこれまで観光客の受入対応のためのインフラ整備として、シャワー・トイレの設置や上下水道の整備、観光施設から排出されるごみ処理などをはじめ、海の保全や沿道の環境美化など、観光地の維持管理に大きな予算を投入してきました。今後も将来にわたり質の高い観光地を形成していくためには、安定した財源の確保が必要であり、このため宿泊税の導入は極めて重要な課題だとこのように捉えております。

プロジェクトチームにつきましては、令和元年7月に「法定外目的税導入検討プロジェクトチーム設置要綱」を制定しております。検討を進めていく矢先に、コロナ渦により中断を余儀なくされておりましたが、本年5月29日にプロジェクトチーム会議を再開しております。恩納村や北谷町などのいわゆる他自治体並びに沖縄県の取り組み状況について情報収集をし、そして情報の共有化を目下行っているところでございます。なお、導入時期及び導入額などのいわゆる詳細につきましては、関係自治体や沖縄県との情報交換を行いながら、またさらには町内観光業界等との意見交換会並びに調整をしっかりとやりながら、プロジェクトチームの中で検討をしてみたいとこのように考えております。

2点目の町有地の利活用についてお答えいたします。町有地につきましては、大きく分けて2つの性格がございます。1つは地方公共団体において、公共用に利用目的を持ったいわゆる財産を行政財産と位置づけて、それ以外の公有財産は普通財産と位置づけております。つまり公有財産と普通財産とその性質に2つの財産がありますよというようなことでございます。行政財産につきましては、利用目的が決まっていることから目的に従った活用を進めてまいります。

普通財産につきましては、本町の普通財産貸付規定に基づき、官公庁や民間企業等へ貸付を行っているところであります。また、状況に応じて売買も行っていることから、今後も、町といたしましては有効活用を検討しつつ、民間企業などとの貸付なども行い、町有地の有効活用を図ってまいりたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは2次質問に入っていきたいと思いますが、今、町長から答弁をいただきました。この宿泊税に関しましては、総論の部分と各論の部分で私は議論していきたいと思うんですが、まずは総論の部分に関しまして、この宿泊税の導入に関しましては、課税対象となる観光客の皆様もこの宿泊税の額にもよりますが、ある一定程度の負担は仕方ないなという理解は私は得られるのではないかと自分なりには考えております。しかし、この前提条件として、このいただいた宿泊税を何のために使うのか、その見ながら納得して納税できる説明がこれも大前提になってくるのかなとは感じてはおります。先ほどの答弁の中で、本町の部分の観光に係るインフラ整備の部分の要するに維持管理の部分にこの予算を投入していきたいという私、意味合いと捉えたんですが、観光地のこの維持管理部分の予算以外にも何かこの宿泊税を考えたり、ほかのものに充てたりする考えとかはそういった考えもございませうか。そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 宮城 健** 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど町長が述べたとおり、インフラ整備等が主なものになろうかと思っております。恩納村、それから北谷町との意見交換の中でも、やはりそういったものを目的等として取るわけですから、そういったものに優先的に使っていくもんだろーというような意見交換をさせてもらっているところでございます。以上です。

○ **議長 松川秀清** 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 先ほど、答弁には将来にわたり質の高い観光地を形成していくとおっしゃっていらっしゃいましたので、この維持管理部分と並行して本町の新たな観光の新規の観光地としての何かこの財源に充てるようなこの維持管理の部分も必要ですが、観光客の皆さんが本部町はこういったものに宿泊税を充てているんだとか、見える形でもう少し、この財源が使えるような仕組みというの僕には必要ではないかなと考えております。大きく目的は外れなければ、僕は質の高い観光地の形成というのには、維持管理の部分と新たな観光地形成への負担の必要な部分があると思うんですが、そこら辺は我々、沖縄県に来る観光客のほとんどは恐らく美ら海水族館にいらっしゃるかと思えます。この美ら海水族館とのこれからのもっと密な関係も含めまして、この宿泊税の部分などは大きくこの美ら海水族館、海洋博記念公園、管理財団さんともしっかりと連携していかないといけないと思っておりますが、まず総論の部分で産業統括監の並里統括官のご意見をお伺いしたいなと思っております。お願いします。

○ **議長 松川秀清** 産業振興統括監。

○ **産業振興統括監 並里 力** 13番、喜納議員へご説明させていただきます。

まず総論としては、この宿泊税について、インフラだけではなくて人材育成ですね、一番はそれだと思っております。観光地を質の高い観光地を目指すためには人材育成が不可欠だと考えています。あとは美ら海水族館、あとは財団の今行っている保全活動とリンクした形で町と行政が一体化することが必要かと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 確かにこの町全体で観光客を受け入れるという意味で、その人材育成を例えば町民の皆さんへの啓蒙や本部町の町民みんなが観光客を受け入れるという体制のための財源として充てるというのは必要不可欠かなと思っておりますので、しっかりそういった部分でこの宿泊税の意義というのをちゃんと説明できるような形で納得して納税できるような仕組みをつくっていただきたいと思っております。そして、それを検討していくプロジェクトチームを立ち上げた。以前から検討していたということですが、では現在、立ち上げたプロジェクトチームのメンバーの構成を教えてくださいたいと思っております。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 宮城 健** 13番、喜納議員にご説明いたします。

法定外目的税導入検討プロジェクトチームでございます。この構成員がまずチームリーダーとして副町長を充てております。チームサブリーダーとして産業振興統括監、事務的な部分として

事務局長として私、企画商工観光課長。それから事務局のメンバーとして商工観光課の観光振興班長、それからチーム員として住民生活統括監、それからチーム員として住民課長、同じくチーム員として財政班長、それからチーム員として住民税の班長、以上8名のメンバーでプロジェクトチームとして立ち上げてございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 令和元年7月に立ち上げたプロジェクトチームの法定外目的税導入検討プロジェクトチームの設置要綱をそのまま使用して、ではそれをプロジェクトチームとして今活動するということなんですね。もう1回確認します。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 13番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃられるとおり新しい組織企画商工観光課のほうで所管するというような形でのスタートとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それではお聞きします。まず宿泊税の課税対象者は観光客になるわけですよ。徴収者はこれは特別徴収者と言えればいいんですかな。特別徴収者はホテル側になるかと思うんですが、その特別徴収者のホテル側の皆さんをそのプロジェクトチームに入れる必要はないのか、まずはそこをお伺いします。それは役場内検討でそういったこういった意見を持っているというのであればそれはそれで構いませんので、それを説明願います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 13番、喜納議員にご説明いたします。

プロジェクトチームにホテルの皆さんを入れるというふうなことでございますが、今、本当にこのチームが動いたばかりでございまして、これから先、この間北谷町、恩納村と意見交換をしたばかりでもございます。これから今後どうしていくかというものは今から検討になっていくものなのかなというふうに思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これからの検討。そうですね、かなり僕はこれどういう役場の皆さん感覚を持っているか分かりませんが、税の徴収をホテル側に任せるという考えでいいですよ。まずはそこをお聞きしたいんですが、例えば我々も既に入湯税というものをもらっていますが、入湯税の意味合いのような感じでもらうつもりなのか、それともその宿泊税としてちゃんとした位置づけで法定外目的税としてもらうのか。どういう感覚を今持っているのか、まずはそこをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回、ご質問された宿泊税の上に法定外目的税という項目がございまして、法定外目的税の枝分かれで宿泊税とか、入湯税とかいうものがございます。入湯税については申告導入方式で行っ

ておりますので、宿泊税についてもそのような形で考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 申告してもらうんですね。これはでは少しちょっとがっかりしましたが、申告制であると、そうなったときのこれは詳細になるので少しだけお伺いしますが、例えば年間これだけの宿泊がありましたというホテルからのこういった形になるか分かりませんが、申告があって、その部分の入湯税と同じような形で宿泊税をいただくという流れになるのでしょうか。確認ですがお願いします。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 入湯税でもそうなんですけれども、先月どれぐらい入りましたということで、毎月申告と納税が発生する形になっておりますので、ホテル側も先月どれぐらいお客さんが来られましたという形で報告と納税をってもらう形になろうかと思えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 実際に宿泊税として、この始まったときにどの程度の宿泊税が納税されてくるという言い方でいいんですかね。納税されてくると想定されているんですか、それをお伺いします。それは想定していないんですか。想定しないとおかしいのではないんですか。それをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 13番、喜納議員にご説明いたします。

想定されているかということではありますが、宿泊客数に応じて単純な計算ではございますが、コロナ前でありますと、78万人というふうな町内の宿泊者がございます。それに今、沖縄県のほうで数字が新聞にも出ておりましたが、2万円以下の宿泊であるのであれば200円。2万円以上の宿泊であるのであれば500円というふうな数字が県の新聞にも出ておりました。その数字を宿泊者数に掛けていくというような形での想定になのかなと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今、随分大ざっぱなこれからの話になるということなので、数字になるかと思うんですが、これは例えばでは今課長は県の想定額ですか、宿泊税の額を引き合いに出されておりましたが、例えばではその2万円以上は500円、2万円以下は200円という。これはなぜこれは500円なんですか。なぜ200円なんですかと観光客がホテルの方に聞かれたときにホテルの方はどう答えればいいんですか。その数のその数字の根拠というのは何になるんですか。それをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 13番、喜納議員にご説明いたします。

沖縄県のほうにも行って、その金額ということは私たちも意見交換の中で聞いております。根拠的なものもすみません、私たちのほうも確認不足だったのかもしれないかもしれませんが、まだ示されていないというか、私はまだちゃんと確認できないというようなところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 そういった数字の根拠的なものやもうこれは恐らく根拠と言ったって確かに難しいですね。皆さんそれぞれなので、それを裏づけるための結局課税対象者の方々へのアンケートの裏づけしかないと思うんですね。それだけのことを考えていますが、皆さんどうお考えなのかとか、そういったアンケートの部分なども裏づけとなるものを持っていたほうがいいかと思うので、先ほど宿泊税の関係者の部分なども入れとかなないと副町長、何か。副町長どうぞ。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 上原正史 今、喜納議員から私に伝えてか説明していきたいと思います。

先ほどありましたが、今後、我々としては宿泊税調査業務というのをちょっと立ち上げて、本来我々課あるいは町ではちょっとできない部分を民間の力を借りて調査していく方向で進めていきたいなと思っております。要するに受け入れ環境整備とか、あるいは情報提供のものとか、そしてアンケート調査等を含めて調査業務を今後検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 副町長、やることはいっぱいありますよ。このプロジェクトチームは恐らくもう皆さんご承知のとおり県も観光振興税という形で動き出しているという中で、では県とどういうすり合わせをしていくかになっていくのも調整し並行になりますし、この先ほどから僕が言っているこの徴収してもらうホテル側のどういった形で、簡単にでは2万円以上ですから500円ください。2万円以下だから200円くださいというわけにはいかないと思うんですよ。そうしたシステムの改修やそのホテル側との調整なども含めてかなりの時間を僕は要すると思っております。しかし、県は2023年か2024年ぐらいにはもう条例を県の中でつくって動き出したいという話も聞いております。なので、このプロジェクトチームも早急に何かしらのアクションを起こしていただきたいと、私は頑張ってもらいたいという意味も込めまして、今回質問をしたんですが、しっかりやっていただきたいと思えます。そこら辺も含めて町長、見解をお伺いしたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今、議員のほうからいろいろと多くの質問がございました。そのような質問に的確にすぐに答えられるような体制をつくっていくのが今とても重要だと痛切に感じているところであります。当然ですけれども、いつ誰に問われても太く納得のいくような意義あるこういったことで必要なんだよといったようなことで納得のいくような回答が得られるようなことを再整理する必要があるのかなとこう思っております。議員からもありますように、既に業界の中には宿泊税を反対と言ったような声も耳にしたりもしております。業界との調整というのもとても重要なことですし、そして観光協会とのまたご理解、調整も必要でしょうし、そして県とのまたこの二重課税にならないような調整も必要ですし、山ほどの調整事項が横たわっております。でもしかし、それを乗り越えていかないと宿泊税、そのものについては得られないというようなことにもなりますので、一つ一つ課題をクリアしていきたいなとこう考えております。そのため

には行政だけの力ではできないと思っております。ですので、外部の力も借りながら対応していきたいなとこう考えております。議員ご承知のとおり、今回、何月でしたか、北谷町のほうでもう既に予算措置をやってありましたよね。恩納村もそうですけれども、外部の専門家も入れて、そしてコンサルも入れて予算措置もして対応して、よその市町村もやっておりますので、我々も遅れをとらずして対応していきたいとこう思っておりますので、今後またいろいろと議員の皆さんとも情報交換もやりながら一つ一つ前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 課長に最後に1点だけ確認ですが、これは宿泊税をもらうとなったときに条例を立てないといけないですよ、それを確認します。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 13番、喜納議員にご説明いたします。

条例の制定が必要になってきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 であれば、その節目節目にいわゆる議会にも全体協議会という形で説明していただきましたら、我々も何もない中でこのいきなり条例の制定はまた出されると議論になりますので、やはりその議論の前提となる材料もしっかりと節目節目には出していただければと思います。

それでは次行きます。では町有地の利活用についてでございますが、先ほど答弁いただきました。私が今回の町有地の利活用についてという形で、質問したのは我々、本町の中にも未利用の町有地がかなりありますが、その中の代表的と言えちょっとおかしな言い方です。大きく目立つようなのがやはり上本部飛行場跡地、あとは上本部でいえば旧上本部中学校のグラウンド、旧上本部中学校の体育館、そして瀬底にあります町有地がございますよね、もうそういったのも今後の計画をしっかり立てていくのももちろん大事です。一時的にはそれが一番大事ですが、それがまだまだ少し時間かかるようなのであれば、それを塩漬けにするのではなくてできる部分はしっかりと有効活用していただきたいという気持ちになります。まずは上本部飛行場跡地なんです。これはずっと質疑していますので、その本質的な部分には今回は触りませんが、基本構想、基本計画を立てて12年になりますよね。その中ではいまだに手つかずの状態になっているということは残念であります。そこら辺もしっかりと町有地、未利用地混在している中で、どうそれを解決していくかというのはもう町長の手腕が問われるところでもあります。そこら辺はしっかりやっていただきたいんですが、現在、所有地の部分で実際に今も借地しているという部分というのは現在ありますか。そこら辺、まずは確認ですがお伺いします。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

町有地を貸付けている件数が26件ございます。



○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前11時58分）  
再開します。 再開（午前11時59分）

住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 貸付けているのは現在1か所、一時的に貸しておりましたが、今のところ期限が過ぎまして貸している部分はありません。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今あれだけ大規模な固まった町有地もありますし、使える部分というのは町有地を貸付けてくれないかという声があるかと思うので、そこら辺は可能であればその目的に沿った行政財産の中でも、その大きく逸脱しなければ確か借地はできるかと思っておりますので、そこら辺はそういう考えがあるのかどうかだけお伺いしたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、行政財産であっても貸付は可能でございます。ただ、行政財産ですので目的は持っております。その中で逸脱しない、あるいは緊急的なものは貸付できます。町のスタンスとしましては、あくまでも緊急的な場合、例えば台風時の避難場所、あるいは大型車両の避難場所、そして工事の場合の一時的なヤード等を想定しております。長期的な貸付や例えば1年を超える貸付に関しては十分検討しなければならないというふうに思っておりますので、あくまでも行政財産の目的に沿った利用、そしてそれに逸脱しない貸付であれば許可をするというスタンス。これまでもスタンスを踏襲していくものだと考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 次は今、旧上本部中学校のグラウンドと体育館の跡地なんですが、あれは今どういった状態になっているんですか。普通財産ですか、それとも行政財産ですか。まだ学校は使っているのか、そこら辺、ちょっと説明をしてもらえますか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

今、現状の使い方ではありますが、体育館においては体育館利用がございまして、月曜日から日曜日まで全て予約が入っている状況であります。学校の部活や地域のスポーツの団体が利用しているところであります。グラウンドのほうに関しましては、利用としましては毎週土曜日に北里老人会が借用の申請が出ておまして、グラウンドゴルフ等を行っているということでありませぬ。ただ、現在としましては行政財産として位置づけで昨年度の12月議会の一般質問の答弁にもご説明しましたが、上本部学園の第2施設として我々、行政財産として捉えているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 行政側のスタンスでそこはそういう位置づけにしたいというのは、それはそれでいいかと思っておりますが、有効活用というような形で区民や町民の皆さんにそういった有効活

用していただければそれでも構いませんし、グラウンド部分を今後、長い目で見てどう開発事業を展開していくかというのは新たなこれは行政側になるかと思いますが、考えるべきことになるのかなと思ったりもしますので、そこら辺はしっかりと今後有効活用ができるような事業計画を立てていくのも必要なのかなと思ったりもします。

それでは瀬底の町有地でございますが、これは瀬底一周線もできまして、今後利活用ができるような町有地になってはくるのかなと思うんですが、現在、町として何か事業展開していく計画やそういった話し合いなどが行われた経緯があるのかどうかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 もう随分、何年前からでしょうかね、この場所についての有効活用についての内部議論を進めているところであります。一つは我々が内部議論を進め中で一部事業者がそこに商業施設をといたような声もございました。そして、そういう事業者の声があると同時に、私としては考え方ですけれども、仮置きでどれぐらいの住宅地が造れるのか、我々役場の職員が持つ技術の中で線引きをしてもらわないとというようなことをやらせたり、やっておりますけれども、いずれにせよ、基本的な考え方として有効活用として町の若い者を定住できるような定住促進のための土地の使い方ができればなというようなこんな強い思いをしております。そういう中で課題もいっぱいあります。一番大きいのは水の課題ですね、そういったものも引っ張っておいて、それとの絡みでどの時期にどう踏み切るのかというようなその時期をにらんだり、あるいはそれに関わる国庫補助事業があるのかなと考えたり、それがなければ民間と一緒に工法を開発することができないだろうかとか、いろいろなことを頭の中で考えながら現在に至っているというようなことで、時期を見て定住条件というふうなことを頭に入れながら対応できればなところ考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 定住促進の整備は僕は必要だと思うんです。どうこれから本部町が人口増に転換していくために、もう外から入れるしかないんですよ。自然増というのはもう今のところ、あと何十年も恐らく見込めないと私は思っています。社会増を増やしながら自然増を増やしていくというような流れをつくる中で、やはり定住条件を整備。もう一つ言うと、私は町営住宅も必要であります。町営住宅も今後、それと並行して今言ったように宅地の造成などが今後必要になってくると思います。この町営住宅の部分でそれが造られたから外から入ってきたかというのをもう1回検証していきながら、その町営住宅の必要性。そして、この新たに外から人を引き込むためにはどういった整備が必要かというのをしっかりとまた検討していただいて、今、町長がおっしゃったとおり、これだけの町有地、瀬底、学校もまたいい学校もありますし、あそこは人口がどんどんまた増えていければ活気も湧きますし、そこら辺は上本部飛行場跡地もそうですので、そこら辺は柔軟に考えてしっかりまた整備していただきたいと思えます。

あと1点、先ほど町有地の部分にも関するものになる可能性もあるので、お聞きしたいのですが、先ほど具志堅 勉議員の議論の中で、名護東線の延伸の話もありました。町長の延伸という

のはどこまでが延伸だとお考えなのか。先ほどの答弁の中で、現在の名護東線から今言うテーマパークの嵐山までの延伸の要請をなされたのか。それともその過去というか、僕が一般質問でも議論しましたが、本部町までの延伸も過去に計画されていたものがあったと思うんですが、そこら辺のを踏まえてその本部町までの延伸というまでも、町長はお考えなのか伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 私の考え方も2点ほど当初の考え方と今の考え方を少し考え直している部分もあります。高規格道路ができて、時期が疲弊したらとんでもないというような強い思いをしております。そういう道路ができて、地域が疲弊していったような事例も日本全国いっぱいありますので、そういった二の舞はしたくないというようなこんな強い思いがありまして、当初そういったことで考えていたのは、中山を過ぎてそれから三土堤辺りにまでばんと来て、そして今帰仁村に1本は行って、1本は本部町に来たらいいのかなというような思いもしておりましたけれども、その後、また国道事務所と議論をしているときに国の考え方としては、もっとしっかりしたものを造りたいというようなこともございました。そのときにはその部署からその集落に降りられるような構造であればいいんでしょうというようなことの議論をしましたが、いずれにせよ、高規格道路を計画するんであれば地域振興あつてのお話なんで、地域のほうと十二分に調整をしていただきたいというようなことで、そういうことを議論したというようなそういった直近の中で国道事務所の所長が来たときにもそういう議論をしております。国道のお話ですから国の話ですから国のほうが高規格道路を造るときにはやはりその辺、地域振興につながるような道の造り方をお互いに模索していかなければいけないなどこのように思っているところでございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私はこの高規格道路を確かにその地域の上を走って、そこに人が通らない落ちないという可能性。しかしもう一つの考えとしては沖縄県全体の動脈として、必ずここに来るんですよと、そこから広がっていくのは我々本部町や民間がもっと魅力的なまちづくりをすれば必ず広がるし、僕はその高規格道路、いわゆる動脈部分となるのは今後の鉄軌道の議論になる。今後なっていくと思うので、それも視野に入れながら町長としては、その延伸部分というのはしっかりと議論していただきたいと思っておりますので、今後またいろいろな部分で先ほどありましたテーマパークの部分もありますが、しっかりと本町、そのテーマパーク部分でどのような位置づけで我々はやるのか、そのちょっと言い方悪いんですが、利益部分をどのようにしっかりと考えて取っていくのかというのを議論しながら町長が先頭に頑張っていただきたいと思えます。これで僕の一般質問を終わります。

○ 議長 松川秀清 これですべて13番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午後0時15分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

次に8番 具志堅正英議員の発言を許可します。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英

1. 森林保全について

皆さん、こんにちは。午後のトップバッター、具志堅正英でございます。それでは議長の許可が下りましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問、本部町の森林の保全についてであります。町長は、施政方針において『森林の保全と活用のバランスを図るよう検討してまいります。特に八重岳エリアについては、史跡名勝天然記念物の指定を受けるなど重要な森林地域を形成しております。本町への観光客促進を図るための貴重な観光資源でもあります。桜への施肥作業や草管理等を行い、今後とも積極的に保全し、観光支援としての活用も推進してまいります』としています。それですでに初めに史跡名勝天然記念物の指定を受けた森林地域はどこからどこまでか伺います。

次に史跡名勝天然記念物の指定を受けた八重岳エリア内において観光施設のレクリエーション施設やキャンプ場等の建設は可能か伺います。

さらに桜の森公園から八重岳頂上までの大型車両の通行規制は可能か伺います。

最後に沖縄防衛局は八重岳に通信施設を新設するとしていますが把握しているか伺います。以上、一般質問をいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 午後の部、具志堅正英議員にしっかりとお答えしていきたいと思っております。

森林保全についての質問でございます。まずは、指定を受けた森林地域の範囲についてでございますけれども、その範囲は、昭和48年3月19日に、大嘉陽前山原974番地ほか7筆が、「嘉津字岳・安和岳・八重岳自然保護区」として、沖縄県指定の天然記念物として、その指定を受けているところでございます。

次に史跡名勝天然記念物の指定を受けたエリア内での観光施設やレクリエーション施設、キャンプ場の建設は可能かありますが、沖縄県文化財保護条例第36条及び沖縄県文化財保護条例施行規則第30条の規定により、「その現状を変更し、又はその保全に影響を及ぼす行為をしようとするときには、沖縄県教育委員会の許可を受けなければならない」となっております。現状の変更を伴う際には、沖縄県教育委員会と慎重な協議が必要となっております。なお、現状変更がない範囲については、今現在もそうですけれども、レクリエーション施設としてしっかりと活用しているところでございます。

次に大型車両の通行規制についてをお答えいたします。まず、桜の森公園から八重岳山頂までの道路は、本町が管理する町道いわゆる『八重岳線』であります。道路管理者は本部町長となっております。道路法第46条によりますと、道路管理者が道路の通行の禁止又は制限を行うことができるのは、次の2点に限るとされております。

その1点目は『道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合』で

あります。2点目は『道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合』でございます。現在、町道『八重岳線』につきましては、交通が危険であると認められる道路の破損や欠損がございません。また、道路の工事も予定していないことから、道路管理者による通行の禁止又は制限をすることはできないものと考えております。

次に八重岳に通信施設を新設することを把握しているかについてをお答えいたします。沖縄防衛局に確認したところ、新たに通信施設を新設するものではなく、現在の施設の更新・建て替え工事を行うとのことであり、そのような回答をいただいております。また、機能が強化されるものでもないとの回答を先般、そのような回答を得たところでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 先ほど教育委員会事務局長から、この並里の1623-3のエリアに入るといふことでもありますけれども、今町長の答弁だと7筆といふことですが、これを見ると8筆になりますけれども、先ほどの追加の部分は入らないんですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

先ほどの町長の答弁の中では、大嘉陽前山原974番地ほか7筆で計8筆になります。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 失礼しました。ちょっと聞き違いみたいです。この地図から見ますと、このエリア内に、このエリア内の所有者が何名か、町有地がどの部分なのかお答えいただけますか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

8筆全てが本部町の町有地になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それで今、この町有地の中で米軍施設とそれから国交省が借りている施設がありますが、これはどの部分になりますか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

図面中におきまして、まずは図面の中心部の下ですね、縮尺表示がされているところに施設がございしますが、教会の境、こちらは確か米軍の施設になっていると思います。それで国交省の施設は八重岳頂上付近、図面の右側に丸い施設がございしますが、そちらが国交省の施設というふうになっていると思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この図面だと右側のこの国交省の施設の中に町の防災無線があると思うんですけども、それはありますか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

中継する防災無線が設置しております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 同じ場所近くに国土地理院の測量の起点の印もあります。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番 具志堅正英議員にご説明します。

頂上の部分に国土地理院が管理しております三角点の表示があります。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 さらに今、この保護区内に結構、町の施設が散在しておりますけれども、この駐車場の部分が休憩所、それから嘉陽978番地の真ん中ほどに野戦病院跡、それとこの嘉陽977番地の地図で見ると左側部分のほうに清末隊の壕の跡があると思いますが、この地図からはっきり分からないんですが、ここへのアクセス道路の表示みたいなものがあれば、慰霊の方々の助けにもなると思うんですが、今そういう表示みたいなものが、野戦病院のほうは直前に1か所ありますけれども、清末隊のこの標識が見づらくて、途中は全然なくて、行き過ぎたり、それから途中で引き返したりする場合もあるということで、この辺はもう少し丁寧な看板の設置をお願いしたいと思います。それからこの並里の1623番地のこの中央部分にあります施設ですけれども、これは何でしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

これは林構施設となっております。以上です。

8番、具志堅議員にご説明いたします。

林構施設とは、林業の構造改善事業という事業がありまして、その事業で整備した施設となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この部分を全体ですけれども、町有地、保安林が指定されていると思うんですがこういう施設の建設は大丈夫なんですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午後1時45分)

再開します。

再 開 (午後1時47分)

農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

この施設につきましては、天然記念物のエリア内に入っておりますので、施設を設置するには県の教育委員会と調整して整備する必要があります。その調整をして整備している施設であります。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 保安林でも県と調整すればこういう施設もつくれるということで理解で

よろしいですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 具志堅正英議員にご説明いたします。

町長の答弁にもありましたように、その現状を変更し、またはその保全に影響を及ぼす行為をする際には許可を得なければいけないということがございますので、施設整備に当たって、協議をすることで許可が得られれば整備ができるということに捉えられております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 このエリアでこれからそういうような状況をしようという構想とか、計画はありますか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

我々、教育委員会としましては、特にこのエリアの中で教育施設に関連する施設を今計画しようというものはございません。以上です。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 上原正史 8番 具志堅正英議員に説明します。

今のところ、先ほど教育委員会からもありましたが、我々ほかの課においても、今のところ計画等の話はありません。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 先ほど町長の答弁で桜の森公園から八重岳頂上までの道路の管理者は本部町長となっていますという答弁でしたが、現状変更しない限り、この頂上までの大型車両の規制はできないと考えている。今の道路工事とかそういう場合は別として、今、桜の森公園から頂上まで桜並木が続いておりますが、この大型車両が通る場合、どうしてもこの桜の枝を折ってしまいますけれども、それでも規制までとはいかなくても、その通行の場合に通らないように協力をお願いするという、そういう協力願いはやったほうがいいのではないかと思いますけれども、桜並木の保護のためにもその辺はどう考えておりますか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

一般の町道でございますので、基本通る場合は自由に通れるというのが公道でありますので、自由に通っている状況であります。ただ、議員がおっしゃるように桜の木が間近にあたりするので、通行される方もなるべく木を折らないように配慮してもらっているところなんです。ただ、町有地を借りる際ですね、先ほど教育委員会からありましたように赤い部分は町有地でありまして、頂上部分も町有地で特に通信訓練で自衛隊が訓練する際には条件としまして、桜の木を折らないようにと。そして折らない大きさの車で通行するよという事で条件をつけているところでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 自衛隊の訓練のときにたしか大型車両を持ち込もうとして、桜の枝を折ったということがありました。こういう大型車両の持ち込みに対して、事前に話し合いをすることか、どうやったら桜の枝を折れない方法でできるのかというのを事前に調整したほうがいいと思いますので、こういうことが起こらないようにぜひ町のほうも頂上への大型車両の持ち込みに対しましてはちゃんと事前に把握するなり、情報を収集して対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○ **議長 松川秀清** 住民生活統括監兼総務課長。

○ **住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章** 8番、具志堅議員にご説明いたします。

例年、美ら島レスキューと沖縄県庁が主体になって大きな訓練等を行っているところであります。自衛隊も参加しております。年に2回から3回程度、通常の訓練も含めまして八重岳の頂上で自衛隊が訓練を行っているところでありますが、車両に関しては自衛隊は通れる車両、通れない車両を把握しているものと認識しております。調整の段階でもこれぐらいの車両だったら通れるという確認をしているところでございます。2年前に八重岳の桜の木が折れたということがありました。自衛隊の車両で折っていました。そのときには事前に調整していたにもかかわらず規格よりも大きい車両が来ておりました。大きいというか、荷物をたくさん積んだ車両が通っておりました。私も現場に行きまして、木が折れたという確認をしましたので、これ以上は厳しいですよということで、頂上着かずUターンして訓練は中止になったという経緯がございますので、今後も十分この車両の大きさについては条件をつけて許可したいという考えでございます。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 先ほども町長の答弁にありましたけれども、八重岳の通信施設の新設、これは改修ではなくて、ちゃんと防衛局の入札のこの募集広告にも新設と書いてあるんですよ。それを今回、問合せをして新設ではない。改築であると。もう少しちゃんと調べたほうがいいのではないですか。

○ **議長 松川秀清** 住民生活統括監兼総務課長。

○ **住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章** 8番、具志堅議員に説明いたします。

沖縄防衛局の令和5年度発注予定業務というのが公表されております。この中で八重岳通信施設測量等調査ということで、そのような業務を発注しますよというものでございます。この中で業務概要としまして、通信施設新設に係る測量調査一式とございます。これは4月に広告予定されております。その2か月前の2月に本町に説明がございました。八重岳の通信施設が老朽化に伴い更新を行うということでございまして、本町もこの新設になっているので問合せをいたしました。更新と聞いているが、ほかにも造るのかという問合せでございます。以下のような回答をいただきました。老朽化に伴う更新であると。新たに機能強化等を含めて新設するものではなく、あくまでも今あるものが老朽化したので、それを更新する。ただ、文言の使い方でも新しくつくり変えるので新設という書き方をしているということでございますので、あくまでも防衛局からの



回答はあくまでも老朽化に伴う同じものをつくり直すということですので、新設の捉え方の違いだというふうに考えております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 2年前の自衛隊の演習のときも大型車両は入らないと、そんなに大きい車両は入らないということでしたけれども、あのときも折りたたみのパラボナアンテナを積んだ大型トラックが入ってきたのではないですか。だから沖縄防衛局の説明をうのみにしないでちゃんと自分たちで情報収集できる範囲でやっておかないと、後でまたごたごたしたらまずいのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

十分、できる範囲の内容を確認しているつもりでございます。口頭ではなく、文書でもって照会、そして回答を得ておりますので、これが事実と違うということであれば大変大きな問題になると思っておりますので、私どもは防衛局から事前に2月に説明を受けて、その文書、そして今回、文書で持って紹介した回答、それが全てだというふうに捉えております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 防衛局がこの説明どおりにやってもらうことを期待する以外はないんですけれども、今、沖縄南西諸島全域で自衛隊基地のこの強化が行われております。その一環だろうと思うんですけれども、測量調査に9か月もかかる。その後、施設のこの新設の作業があると思うんですけれども、このスケジュールの日程等役場は把握していますか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

2月の説明の際に工程の説明を受けております。現在でも変わらないということですのでございまして、令和4年度からこの調査が入っているということですのでございまして、令和6年度まで調査、測量、設計を終えまして、令和6年度から最終年度の令和8年度までに工事を完了するというスケジュールでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 防衛局のスケジュールどおり事が運べば令和8年度で終了するということが、その間、この工事に伴う車両の例があると思いますが、その辺のチェック等もしっかりやっていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長 松川秀清 これで8番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

次に10番 崎浜秀昭議員の発言を許可します。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭

1. LGBT問題について

2. 専決処分の対応処置について

議長より許可をいただきましたので、10番 崎浜秀昭、一般質問を行います。

質問事項 1、LGBT問題について。質問の要旨 1、国会でLGBT法案が成立しそうな状況ですが、成立した場合、地方自治体での条例制定は、義務化されるのか。それとも、自治体の裁量に委ねられるのか。2、LGBTの先進国で、いろいろな不都合が生じ、社会の混乱が起きている。当局においても、我々議会においても十分に議論し、町民にも周知し賛否を問う必要がある大きな問題だと思うが、見解を伺う。

質問事項 2、専決処分の対応、処置について。質問の要旨 1、5月臨時議会において、議案第24号の専決処分の承認について、地方自治法第179条に定める時間的余裕がない状態であると、客観的に認められず議会で不承認としたが、それに対してどのような対応措置を取られるのか伺います。また、今回の対応措置で町長は責任を果たしたと考えているのか見解を伺います。以上です。二次質問は自席においてから行います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 崎浜秀昭議員の一般質問にお答えいたします。

2項目にわたっての質問でございました。まず、1項目めですけれども、「LGBT法案が成立した場合に、条例制定は義務化されるのか。それとも、自治体の裁量に委ねられるのか」というふうなことでございます。この法案につきましては、現在、国会での中で審議されている最中でありまして、新聞報道によると、昨日、衆議院の本会議では成立したと。参議院に送るというようなそんな情報を得ております。法律が成立した場合には、自治体は法律の規定に従い、対応を取ることになります。当然、法律の規定に基づいた対応となろうかこのように考えております。

2点目の「LGBTに関し、十分な議論と町民に周知し賛否を問う必要があるのでは」とのご質問でございます。LGBTに関する質問につきましては、関係法令も含めまして、国民全体で議論していかなければいけないようなそのような課題だと捉えております。

1、自治体の中で議論をし、賛否を問うと。1自治体の中で賛否を問うという性質の案件ではないものとそのように捉えております。専決処分の不承認に関しての措置でありますけれども、専決処分が不承認となった場合には、地方自治法第179条第4項の規定で、対応措置を議会に報告することが義務づけられております。そのことを踏まえまして、今議会において経緯並びに改善に向けた取組などを報告させていただいたところでございます。町長の責任は果たせたかと、どう考えているのかというようなことにつきましては、町民の皆様に対しまして、いわゆる主権者である町民に対しまして当然ですけれども、このようなことがありましたよというようなことで、町のホームページあるいはまた町の持つ広報誌を用いて、あったことを報告することが町長としての責務だとこのように認識し、考えているところであります。しっかりと認識、責任を果たしていきたいなとこのように考えております。今後は、議会において十分にご審議いただけるような、時間的余裕を持ち、事務執行に鋭意努力してまいり所存であります。当然ですけれども、引き続き時代の移り変わりがとても早い中、社会の変化に遅れないようにスピード感を持った行政の対応を推進していく所存でございます。そのことが地域住民に対する私の責任だとこのように考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 まず、LGBT理解増進法が衆議院を通過したということでございます。これは参議院に送られて成立する可能性が高くなってきていると思っております。このLGBTへの差別を禁じる法律がないのは、G7で日本だけと言われ、日本もその流れになりそうな雰囲気です。性的少数者の自由は当然認められるべきであります。しかしまた、自由には必ずこの責任というものが問われるわけです。このアメリカをはじめとする民主主義国家においては日本よりはるか前から法的権利も与え、いろいろな問題が生じてきております。そのため国を二分する議論が起きております。

ここで最近起きたニュースを皆さんに紹介したいと思います。これは三重県の伊勢新聞6月10日のニュースであります。女装をして女性用浴場に侵入したとして、津市の警察署は8日、建造物侵入の疑いで津市の職業不詳53歳を現行犯逮捕した。逮捕容疑は同日午後9時20分頃、津市白塚町の公衆浴場の女性用浴場に正当な理由がなく侵入した疑い。同署によると、湯船に浸かっていた別の女性客が気づいて定員を通じて通報したと。駆けつけた署員が逮捕した。男はスカートなど身に着けて侵入したと見られ、「私は女だ」と容疑を否定したと言います。このような事例はアメリカでも起きております。トレーニングセンターの女性用シャワールームに肉体的に男の人が入って抗議され、追い出された自称この女性という方が「人権を侵害された」と裁判に訴え、この抗議した人が裁判に負けたという事例が発生しております。このようなことが起きていることは当局は情報として知っていますでしょうか伺います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

いろいろなケースがあるというのは報道とネット等で承知しているところでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 このような事例のように法律レベルまで、この権利が確定されたら至るところで事件が起き、社会が調和される方向ではなく、混乱することが多くなってくると思います。よって、本町も条例化に向けては慎重であるべきだと考えます。

次に子供の性的指向を変える恐れがあるということについてもお話ししたいと思います。特に今回の法案は教育現場への影響が甚大になることも考えられると言われております。現時点での法案には学校に対し、性同一性などに関する理解増進に向けて教育環境を整備する努力を求める内容が含まれていると伺います。そこで伺います。今、本町の学校現場で子供たちに対し、理解増進について教えているのか。そして教えているとしたら何年生から教えているのか伺います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 10番 崎浜秀昭議員にご説明いたします。

町内の小中学校でのLGBTに関する取組なんですが、これまでにそういうLGBTに関する人権に関する講話が町内の各小中学校で実施されております。あとは学年に何年生からかというのがちょっと今手元に資料がないんですが、ある小学校では6学年の総合学習において、いろいろ

ろな総合学習のものがあるんですが、そのうちのひとつとして、LGBTについてグループで調べ学習や学習発表会を行ったという事例もございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ありがとうございます。この問題は非常に大変な大きな問題が含んでいると感じがいたします。この判断の難しい問題をこの幼少期から教え込んでいくと、子供たちもこのひょっとしたら私はそうではないかなとこういう考える方向に行くと思うんですよ。教えることで。だからこれを刷り込んでいくと子供たちも混乱し、性的マイノリティの方向へ知らず知らずに引っ張っていかれないかと危惧する親もおられると思います。そこでこういったことを教えるときに親の了解とか得ていますか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 10番 崎浜秀昭議員にご説明いたします。

学習の一つとして学校は捉えておまして、特にこの問題に関しては親の了解を得ることは取っておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 親の了解は得られなくてもいいということですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 10番 崎浜秀昭議員にご説明いたします。

順序としては特に親の了解を得て授業を行わないといけないということは考えておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 子供を預ける親として、これは賛否両論あって、子供たちがそういった傾向の子供達がいろいろな社会的の流れの中で、テレビのニュースとか、インターネットとかスマホとかいろいろなものを見ながら、こういった感じでひょっとして自分もそうなっているんじゃないかなという方向で考えていくと思うんですよ。これはもう大人になったらこれは自由なんだけれども、この小学校、中学校とかそういったところ、義務教育課程というんですかね、そういったところはこの別に学校で教え込まなくてもいいのではないかなという考えもあると思うんですね。そこら辺は親の許可を取る必要がないというふうに今、話していましたが、これは親としてはとても不安な問題だと思うんですよ。ひょっとしてうちの子がこうなったらということで、ここら辺は大きな社会的コンセンサスを取ると言いながらも、個々個人においてはやはりこういった学校だったら親はそこで教育させたくないという親もいるかも分かりません。だからこれは大きな国を揺るがす大きな問題になっておまして、簡単に親に説明する必要はないと今少しお話をされていましたが、それはあまりにも短絡的な考え方ではないかなと思うんですが、教育長見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 これも性的マイノリティのものについては、文部省も1971年ぐらいにこ

ういったマイノリティの在り方は不適切だといって、発表したんですよ。これは2002年度になってから間違えていたということ文科省もちゃんと認めて言っているです。そして、大体的なものは2歳までに大体ある程度、自分の性を自覚して、3歳までにはこれは感情的にみんな安定すると言われていています。そしてこれは後天的なものではなくて、ほとんど先天的なものだというふうな学説もやっているわけです。文部省においても、これはこういった性の多様性については調査も行って、そして学校でもそういった多様性のものに対する理解を深めなさいというような通知もあるわけです。これが文科省を中心として、これが教科書の中にも今では家族の在り方についてももういろいろな家族の在り方があるという記述も教科書で認められてきているんです。これは文科省の見解として。そういうことでその多様性を分かっていく、子供たちが知っていくということについては、何の問題も僕らはないと思うし、こういう子供たちが選び取ってやったものではなくて、本当に先天的な部分でのものだと思いますので、我々はそういう見解を持っていますので、文科省もそういう方向でやっています。もし問題があるとするんだったらまたそういったところからこれは議論が必要だというのがありましたら、出してもいいと思います。今はこういったものが学校で教えるのはおかしいというようなものは、我々としては受け取ったことがないので、全体の文科省の方向としてのその多様性のものについての理解は深めることは、各学校の校長が判断して、そしてその学年にふさわしい形でやっていくことについては、認めていくというのかな、我々の立場だと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 文科省の判断が正しいということでもまたないと思いますので、そこら辺は子供たちにそうだから何の影響もないということでもないと思います。だからこういったことはやはり親にちょっとアンケートを取るなりして、状況というのをある程度、確認するのも必要ではないかなと思っております。国から来るものは全てそのまま流していくという形ではなく、自分たちで考えて、自分たちの町はどうしようかというところもやはりその中に入っているのではないかなと思っておりますので、さっき言ったように親御さんに対するこのアンケートというんですか、聞き取り調査「それでいいんですか」みたいな、この今の世界的な流れがこのLGBT理解推進の方向で流れていっているんだけれども、これでいいんでしょうかねという感じで、私が先ほど例を示したとおり、この段々これが法律のレベルまで落とされて、マイノリティの問題だけではなくて、マジョリティ、大衆にもこれは大きく影響をしていくわけですから、だからこの反響はものすごく大きいんですよ。だからそのマイノリティの少数者の方々が後々になってこの自由をあまり追及するために社会的不適合があちこちで起きたら逆にこの方々が大多数の方々から逆にまた責められていくのではないのかなということも考えられますので、そこら辺はこの法案が通って、その流れの中に乗っていくとは思いますが、それはそのまま飲み込むのではなくて、考える本部町であってほしいなと思っておりまして、だからいろいろ議論をする必要があると思って、提唱しているわけでありまして。

次にそれからもう一つの事例を紹介します。愛知県豊橋市では「みんなのトイレ」という名称

で、小学校などで個室化、多様化に配慮したトイレへのリフォームがなされ、入り口が男女一緒に中が個室に分かれているそうです。男子生徒がふざけて女子トイレをノックしただけで大騒ぎとなり、嫌がる女生徒の不登校につながるのではないかとの懸念もあり、子供や親御さんへのアンケート調査など丁寧に声を聴いて対応すべきとの声があるようです。このようなことはこの社会的混乱が起きてくる兆しであり、これは交通ルールを無視した暴走行為であるとは私は思っております。この性的少数者を差別してはいけません。これを尊重し、その主義、主張は認めなくてはいけません。しかし、差別ではなく、区別をしておかないとこういった混乱が起こってくるわけでありますから、どうしてもこの区別は一つのルールとして設けなくてはならないのではないかなと思います。よって、この法案が国会で成立したからと言って、本町においても納得いくまで議論してから判断するべきであると思いますが、町長の見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 世の中、住みよい社会を全ての地域住民、国民がより住みやすい社会の形成を図るための、基本的にはそういう法の基本理念としてそういう考え方で今回提案されていると思うんですけども、様々な懸案事項があろうかもしれませんけれども、いずれにせよ性的指向などを理由として、不当な差別というものが起こっているからそういった法案も提出されていると思うんですけども、そのような法案が提出される中で性的指向の理由とした偏見だとか、不当な取扱いがないような社会を形成するためお互いに理解を深めながら時代対応すべきかなとこのように思っております。日本国憲法第20条に信教の自由がうたわれております。議員知っているとおり。日本国憲法第19条には思想及び良心の自由というものは、これを侵してはならないとこう明記されております。ですから本当に自由主義社会というものの中で価値観も多様化しておりますので、いろいろな個性だとか、価値観というものをお互いに認め合いながら住みよい心豊かな社会形成ができるように議論を深めていければなとこのように思っている次第でございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ありがとうございます。やはりこの問題は自由ということがキーワードとなると思いますけれども、やはりお互い自由を享受するためにはこの法律の中での自由ということにならないと社会の秩序というのがやはり保てないということで交通ルールもあり、車は左側通行ということでもあります。しかし、自由だからといって右側通行で行ったらぶつかるのと同じでその自由にはある程度やはりルールというのを考えておかないとこの自由が不自由になっていくことも十分ありますので、これはこれからよくよくみんなで検討しながら町がこういったものでいろいろな問題が生じないように十分気をつけながら調整をしていけたらなと節にお願いいたします。

次に過去にNHKと琉球新報による沖縄県の全市町村へのアンケートがあります。琉球新報のアンケートは2019年8月31日付でありますけれども、その内容は性的マイノリティに関するアンケートであります。質問1、「LGBTなど性的少数者に関する施策、行政サービスの必要性を

感じますか」という問いに対して、本町は「あまり感じない」と答えています。質問2、「同性パートナーシップ制度についての必要性を感じますか」という質問に対して、本町は「感じない」と答えています。質問3、「同性パートナーシップ制度以外の施策、行政サービスの必要性を感じますか」という質問に対して、本町は「感じない」と答えております。そして、次にNHKの沖縄ニュースWEBの調査でございますが、これは2022年（去年）の11月21日付であります。前回のアンケートから3年後のアンケートでございますが、これには県内5つの市が同性パートナーシップ制度を検討しており、県は検討せずと記事が書かれておりました。5つの市というのは、沖縄市、豊見城市、名護市、南城市、糸満市の5つの自治体がパートナーシップ導入に向けて検討していると回答。また、検討していないと回答した自治体でも本部町は来年度から検討に入る予定と回答しております。来年という今年でございますが、これは検討し結論を出すということですか伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 その時点では検討しなければいけないのではないかというような思いに駆られてそうしたかもしれませんけれども、その辺は時間をしっかり置きながら町民の様々な声も聞きながらゆっくり腰を据えて時代の流れにも遅れないようにというような思いではないかなど。そのことでそのように検討したかもしれませんけれども、議員がおっしゃるとおり課題は課題だけに国全体の状況ですとか、町民の思いとか、いろいろ踏まえながら議論も深めながら必要に応じてはじっくり対応していったほうがいいのかなどというように思います。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ありがとうございます。やはりこの問題も早急な判断を下すのではなく、先ほど町長がおっしゃられたようにじっくり様子を見ながらやっていく必要があるということでありましたので、そのように議論しながら慌てないでゆっくりやっていただけたらと思います。この自然のルールを変える。これは自然のルールというんですかね、これを変えることでもあると私は思うんですよ。これによって起きる結果については、我々町民がやはり受けなければいけなくなります。結果はよいことも悪いこともありましようが、これは大局的に見たら我々はその反作用を受けることになると思うんですね。それはこのLGBTのこの子供たちを増やすことになる可能性は否定できないと思うんですよ。決める前にやはり町民へアンケートを取るぐらいの慎重さは必要かと思っております。

この質問の最後にこれは新しい問題が生じたときに物事の良し悪しが分からないときにはこれはドイツの哲学者カントの言葉として残っているんですけども、これはこのことを「みんなが真似したらどうなるか考えてみよ」という言葉がありまして、やはりこの言葉は結構考えさせられる言葉だと思っております、今日は皆さんにこの言葉を紹介いたしました。以上でLGBT問題についての質問は終わります。

続きまして、専決処分の対応措置についてでございますが、5月臨時会で統括監の職を設置することを誰かと相談、調整したかとの質疑に対して、自ら判断して決めた。また、3月定例会の

一般質問に対しても何年か前から町長就任当初から考えていたとの発言がありました。専決処分の意思決定から事務方へいつ指示を出したのか、この時間を時系列的に説明をお願いをしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今、いつという特定した日にちはしっかり記憶しておりませんが、包括連携協定を財団と結びました。そして、人事交流も必要だろうというような時代に至りました。その後、議員知っているとおり、コロナで経済的に大きな我が町の経済の打撃を受けております。特に財団については、二十数億円もの赤字を抱えた。そしてそれに伴って町の経済の打撃を受けた。これを取り戻すといったようなことの中で財団との人事交流についても考えながらきたわけでございますけれども時代が流れてきて、コロナが感染症法上第5類に移行すると分かった段階があって、それからじっくり考えながら個別にいろいろ交渉もしながら最終的に決定したのが3月の10日前後かその後かその辺だったのではないかなと思っておりますけれども、もう既にその時期には施政方針も出来上がっている中で最終的にいろいろと相手側との交渉もしながらそして意思決定をして、事務方に私のほうから政治的な方向性としてそのように組織改革もして新しい時代に備えるというようなことで政治的な方向性の判断の中での方針決定をして指示したというようなことでございます。議員知っているとおり、その後さまざまな調整事などあって、時間的に相当無理が生ずるなというようなことの判断の中で対応したというようなことであります。なお付け加えますけれども、一時6月以降になるのかなという議論もやりましたけれども、4月1日のほうが年度の区切る年にしていいだろうというようなその結論に至って、取り急ぎ対応したというようなことでございます。それもこれも新しい時代に向けて迅速に時代対応をしていかなければという強い思いの中での政策判断であったというようなことでありますので、どうかそういうことではご理解いただければとこのように思っているところでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 お話を聞きまして、今回の専決処分の問題は急いで事務方へ指示したというような感じだったと思います。これはずっと前から町長の考え方として統括監を入れてやりたいということの考え方があったことは聞いておりまして、やはりこれは議会で我々不承認ということをやりましたけれども、やはり手順を追って、早めに分かるものは先々で手を打っていて3月いっぱいまで議会を延長してでも、この対応を取るべきであったのではないかなと思っております。これが遅くなったから後手後手になって、5月に臨時会の中で専決処分という形でできて、僕らもちょっと初めて聞いてびっくりして、これはどうかということで検討した結果、時間的余裕がなかったとは認められないということで不承認にしたわけでありまして、そうやって議会から不承認ということをやられるということは、やはり議会との話合いもなされていないのではないかなという感じがありまして、この議会を少し軽視しているのではないかなとそういったところもありまして、そしてまたこの不承認となったものをやはり専決処分は効力があるということで、これはもう不承認としてもこれは実行するという事なんです、しかし、実行するにしても不



承認されたものをやるわけですから何らかの責任を問わなければならないというところもあるかと思うんですよ。こういった感じで町民に対するホームページ、広報誌を通じて説明し、報告するとか改善等については議会が不承認したことを大変重く受け止め、今後は条例改正等にする際には議会において十分に審議いただけるよう時間的余裕を持ち、事務執行に鋭意努力するとあります。それが町民に対する説明になっているかと思います。それはその流れになったということで仕方ないと思うところがあるんですが、もう1点、地方自治法第222条についてちょっと見解を伺ってからお願いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

地方自治法第222条、予算を伴う条例規則等についての制限の条項でございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 詳しく内容を説明願います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

読み上げて説明をさせていただきます。地方自治法第222条、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。2項、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 今回、新たに役職を設け招聘したわけですがけれども、当然新たな予算が生じるものであります。予算計上してからやるべきものではないかと思いますが、それが計上していないものにも関わらず条例が制定され、しかも専決処分がされている。明らかに違反していると思いますが見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

人件費に関する件だと認識しております。人件費は統括監の職に限らず採用、退職等は年度で人員が動きます。よって、3月の当初予算の提案。新年度の当初予算には3月の議会でかけますが、それは1月の遅くとも末までには固めないとして3月定例会には間に合わないスケジュールになっております。なので、3月の一般会計当初予算に関しては1月末の人員を見込んで予算措置しているところでございます。これは地方財政法上に定められております予算の計上に関しては経費を算定し、合理的な手法を用いて予算を計上するというところでございまして、合理的な予算執行上で行うためには、このスケジュールがベストでありまして、本町はこのような1月で締め

て3月に提案。年度途中あるいは4月1日の異動等に関しては9月定例会か12月定例会でもって不足する分。あるいは超過する分は補正予算でもって計上して提案しているところがございますので、人件費に関しては全てプールで行って予算計上しているという考えでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 トータルで考えているということですか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

トータルで考えているということでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 しかし、これは3月いっぱい定例会が終わった後の期間はあったと思うんですが、3月いっぱいでもこの議案を作成し、3月議会でちゃんと議会においてそれを決定すれば別にそんな専決処分とかそういったことをしなくてもよかったのではないかなと思うんですが、そこら辺は正しくこれが前々から分かっていたものを急ぎでやった結果、否決されたということもあろうかと思いますが、これが正しく行われたのかどうかそこら辺をちょっと伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先ほどもお話しいたしましたけれども、時代の変化がとても激しい時代において、その時々専決処分というのはそういうときに先に町長のいわゆる客観的と思う。私は客観的に判断されるという思いの中で迅速に対応するというのがこれまでの行政的な措置の通例だと思っております。いろいろな取り急ぎ対応しなければいけない部分がこれからも出てくると思いますが、そのときにはやはり権限を与えられている町長の政治的な判断の中で時と場合によっては取り遅れないように迅速に判断していくというのは通例ではないだろうかと思っております。なお、付け加えますけれども決して議会議員の立場をおろそかに軽んじているわけではない。そう捉えております。そういう中でそのためにあえて施政方針の中には盛り込まなければいけないというようなことで盛り込んで、その中でもっともっとお互いに議論を深めることができればよかったなと今になって、このようなことを思っているところでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 町長が今おっしゃったように議論を深めるということ。これがなかったがためにこういった感じのことも起こったと思うんですね。やはり緊急を要する場合もあると思うんですよ。しかしながらちゃんと、この理解をするための話合い、それは議会ともそして担当部局とのこういったことが二度と起きないようにこれから調整、運営をしっかりとやっていただきたいと思っております。そういうことで私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで10番 崎浜秀昭議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後 2 時50分）